

発行所

株式会社 FFPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

駐車違反の交通反則金とレッカー車代

Q: 先日、当社の従業員が得意先へ商品を配達する際に駐車違反をしました。

業務上のことでもありますので、交通反則金、レッカー車代、駐車料金等は会社が負担しました。これらの費用の取扱いを教えてください。

A: 交通反則金は損金に算入されませんが、レッカー車代や駐車料金は損金算入が認められます。

【解説】

法人が納付する罰金及び科料並びに過料は、法人の損金の額に算入されません。

また、法人の役員又は使用人に対して課された罰金もしくは科料、過料又は交通反則金を法人が負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときは、その役員又は使用人に対する給与（賞与）とされます。

一方、交通違反に伴い納付する徴収金は、車両の移動、保管、公示その他の措置に要した実費をその車両の運転者又は所有者等に負担させるものですので、罰金等には該当しません。

したがって、法人の業務遂行中のものである等、法人がその徴収金を負担することに相当の理由があると認められる場合には、法人が負担した徴収金は給与以外の損金の額に算入されます。

